

## 千葉県事業用生ごみ処理機購入費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 事業所から排出される生ごみを減量するため、事業用生ごみ処理機を購入し、又は借上げて事業所に設置する事業者に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年3月22日千葉県規則第8号、以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき事業用生ごみ処理機購入費等補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ 事業所から発生する一般廃棄物のうち、食品廃棄物等をいう。
- (2) 事業用生ごみ処理機（以下「処理機」という。） 事業活動に伴い発生した生ごみを微生物の活動又は乾燥装置等により消滅させ、又は減量することを目的に製造された機器（ディスプレイを除く。）をいう。

### (対象事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当することを要する。

- (1) 本市内で第5条第1項の申請の前年度月平均200キログラム以上の生ごみが発生している1以上の事業所を管理していること。
- (2) 処理機を設置した事業所において、設置後7年以上継続して使用できる見込みがあること。
- (3) 市の生ごみ処理に係る他の補助金を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

### (補助額等)

第4条 補助金の額は、購入又は借上げに必要な費用（別表のとおり。以下「購入費等」という。）の3分の2に相当する額（消費税相当額を含む。100円未満は切り捨てる。）で、1,500,000円を限度とする。なお、購入費等の補助は1事業所当たり1回までとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 購入費等の補助金の交付を申請しようとする事業者（以下「申請者」という。）は、事業用生ごみ処理機購入費等補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げるものを添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書及び見積の内訳書の写し
- (2) 事業所所在地を証明する書類
- (3) 購入又は借上げに係る処理機の能力等が記載された書類の写し
- (4) 前年度の生ごみ排出量を記録した書類及び事業計画書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、補助金の交付にあたり、一定の期間を定めて当該申請を受付し、当該年度の予算額を超える申請があった場合には、公平を期するため、抽選により交付対象者を選定するものとする。ただし、受付期間内に当該年度の予算額を超える申請がなかった場合、当該受付期間以降の申請については先着順に受け付けるものとし、この場合における申請期限は、当該年度の1月末日（千葉市の休日を定める条例（平成元年

千葉県条例第1号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日でない直後の日)までとする。

- 3 第1項の規定による申請の対象は、申請する年度の4月1日から翌年2月末日までに処理を開始する処理機とする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、事業用生ごみ処理機購入費等補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは、事業用生ごみ処理機購入費等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 市長は、前条第1項の補助金の交付決定をする場合においては、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 処理機の使用に関すること。
- (2) 処理量等の実績の報告に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項に掲げる条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前項第1号の使用に関する条件は、処理機を設置した日から7年以内に他の事業所等へ貸与し、譲渡し、又は売却することを禁止するものとする。ただし、事業所の廃業・統廃合・移転等に伴うものについてはこの限りではない。
- (2) 前項第2号の報告は、補助金の交付を受けた日が属する年の次の年度以降、毎年5月末までに前年度の月ごとの生ごみの排出量及び処理量等の実績を、市長に書面で報告するものとする。なお、報告は補助金を受けた翌年度から3年間行うものとする。

(変更の承認申請等)

第8条 決定通知書による通知を受けた申請者が第6条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに事業用生ごみ処理機購入費等補助金変更承認申請書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金交付決定に係る変更内容が適当であると認めるときは、事業用生ごみ処理機購入費等補助金変更承認通知書(様式第5号)により、変更内容が不適当と認めるときは、事業用生ごみ処理機購入費等補助金変更不承認通知書(様式第5号の2)によりそれぞれその旨を通知するものとする。

- 3 第1項の規定による変更の承認申請は、当該年度の1月末日(休日に当たるときは、休日でない直後の日)までに行わなければならない。

(設置報告書)

第9条 規則第12条の規定による報告は、事業用生ごみ処理機設置報告書(様式第6号)及び次の各号に掲げるものによるものとし、処理機の購入し、又は借上げて設置が完了した日から30日以内に提出しなければならない。

- (1) 領収書及び領収書内訳書の写し

- (2) 契約書の写し
- (3) 設置場所の位置図及び写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第10条 規則第13条の規定による通知は、事業用生ごみ処理機購入費等補助金額確定通知書(様式第7号。以下「確定通知書」という。)によるものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 規則第16条の規定による補助金の交付の請求は、事業用生ごみ処理機購入費等補助金交付請求書(様式第8号。以下「交付請求書」という。)及び次の各号に掲げるものによるものとし、補助金額の確定を通知した日から10日以内に市長に提出しなければならない。ただし、リース料が補助対象額に含まれる場合は、市長が別途期限を指定する。

- (1) 決定通知書の写し
- (2) 確定通知書の写し
- (3) 口座番号・口座名義人等、補助金の振込先が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第12条 市長は、交付請求書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたとときは、前条の規定による補助金の交付請求をした者に補助金を交付する。

2 補助金の交付は、補助金の交付請求をした者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽り又はその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるとき、又は第7条第1項の規定に違反すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その理由を付し、事業用生ごみ処理機購入費等補助金交付取消通知書(様式第9号)により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、事業用生ごみ処理機購入費等補助金返還命令書(様式第10号)により返還を命ずるものとする。

(現況調査)

第15条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、処理機の設置場所へ立ち入り、現況調査を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

補助対象経費		経費支出基準	申請可能年度
購入費等	購入費	処理機の購入に要する経費	初年度のみ
	リース（レンタル）料	処理機の借上げに要する経費 （初年度分のみ）	